

漁業法第31条に基づく特定水産資源の漁獲量等の公表について
(くろまぐろ(小型魚))

漁業法(昭和24年法律第267号)第31条の規定に基づき、知事管理区分「香川県全体」におけるくろまぐろ(小型魚)の漁獲量等を公表する。

令和5年10月11日

香川県知事 池田 豊人

- 1 漁獲量等の公表を行う管理区分
香川県全体
- 2 漁獲可能量に対する漁獲量の割合
99.8パーセント(A/B)
※漁獲量(A):0.0998トン
漁獲可能量(B):0.1トン